東京都行政書士会足立支部

代議員選任要綱

（目的）

第１条　東京都行政書士会足立支部（以下「支部」という）細則第１６条第１号に基づき、支部代議員の選任方法を定める。

（資格）

第２条　次の各号に定める者を代議員に選任することはできない。

① 選任予定支部総会の直前の３月３１日において足立支部会員歴１年未満の者

② 東京会及び支部会費の未納がある者

③ 東京会及び足立支部から処分を受けたことがある者

④ 現に東京会の会長・副会長・理事の職にある者

（選任方法）

第３条　代議員は次の優先順位に基づき現に総会に出席した会員の中から選任する。

① 足立支部会員（会費完納者）９名の推薦を受けた者

② 支部総会で立候補して投票により総会の承認を得た者

③ 東京会会長、副会長、理事又は支部長の経験者であって、行政書士制度、東京都行政書士会又は足立支部の名誉を汚したことのない者

④ 足立支部役員の中から支部長が指名した者

⑤ 前各号によっても定数に満たない場合には、支部長に一任する。

２　前項の第１号又は第２号に掲げる被推薦者又は立候補予定者は、選任予定支部総会の直前の３月３１日までに、別記様式により支部事務所に届出て資格審査を受けなければならない。

３　第１項第１号の推薦者は、同一総会において被推薦人となること及び２名以上の推薦をすることはできない。

（員数）

第４条　代議員の員数は東京都行政書士会会則第３４条の定めによるものとする。

（任期）

第５条　支部総会の開催日から翌年の支部総会の前日までとする。

附則

第１条　この要綱は平成 26 年度時総会終了時より施行する。

第２条　平成 26 年度定時総会における代議員選出は、なお従前の例による。

（代議員選任要綱別記様式）

代議員立候補届

私は、来る４月の東京都行政書士会足立支部総会において、代議員に立候補します。

令和　　年　　月　　日

立候補者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 職印

登録番号	足立支部入会 年月日（和暦）	会費納入 （完納・未納）	処分歴・ 兼職有無

推薦者９名（第３条第１項第２号による立候補者は以下記載不要）

氏名（自署）	登録番号	職印

この届出は３月３１日までに足立支部事務局（支部長事務所）に届くように
立候補届原本を送付して下さい。（３月３１日消印有効）